

～ 第3種踏切道において発生した、列車と軽貨物自動車との衝突による死亡事故 ～

鉄道事業者名：福井鉄道株式会社

事故種類：踏切障害事故

発生日時：平成31年4月13日 11時32分ごろ

発生場所：福井県越前市

福武線 家久駅～サンドーム西駅間（単線）

藪ヶ市踏切道（第3種踏切道：踏切遮断機なし、踏切警報機あり）

越前武生駅起点2k711m付近

<概要>

福井鉄道株式会社の福武線越前武生駅発田原町駅行きの下り普通1125列車の運転士は、家久駅～サンドーム西駅間を速度約45km/hで走行中、藪ヶ市踏切道に進入してくる軽貨物自動車を認め、直ちに非常ブレーキを使用し気笛を吹鳴したが、列車は同軽貨物自動車と衝突した。

この事故により、同軽貨物自動車の運転者が死亡した。

<本事故発生場所周辺図>



※この図は、国土地理院の地理院地図（電子国土Web）を使用して作成

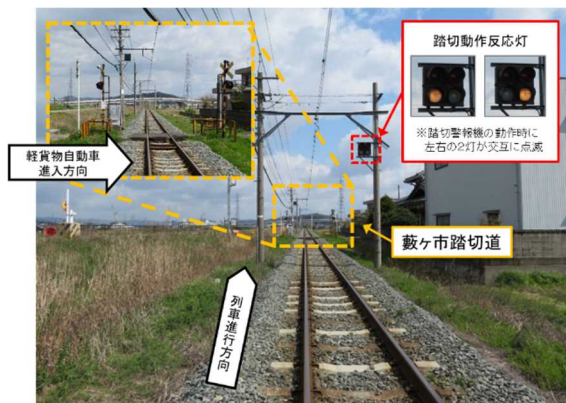
<藪ヶ市踏切道の状況>



<軽貨物自動車進入側から見た 列車見通し状況>



<列車から見た 藪ヶ市踏切道の見通し状況>



<原因>

- ・本事故は、踏切警報機が設けられている第3種踏切道である藪ヶ市踏切道に列車が接近し、踏切警報機が動作している状況で軽貨物自動車が同踏切道に進入したため、列車と衝突したことにより発生したものと認められる。
- ・列車が接近し、踏切警報機が動作している状況で軽貨物自動車が同踏切道に進入した理由については、軽貨物自動車の運転者が列車の接近を認識していなかった可能性があると考えられるが、同運転者が死亡しているため詳細を明らかにすることはできなかった。

<再発防止のために望まれる事項>

- ・本事故は、交通規制により自動車の通行が禁止されている藪ヶ市踏切道において、列車の接近により踏切警報機が動作している状況で、軽貨物自動車が同踏切道の直前で一時停止することなく同踏切道に進入して発生しているため、踏切通行者が自らにおいて、実施されている交通規制に従うなどの交通法規の遵守のほか、踏切の直前で確実に一時停止して安全であることを確認するなどの安全運転の意識向上が必要である。
- ・藪ヶ市踏切道では、平成20年度以降に本事故を含めて踏切障害事故が3件発生しており、それらは通行が禁止されている自動車の進入が関与したものであり、このような状況を踏まえれば、同踏切道に接続する道路に自動車の通行止めを予告する標識を建植することによって規制標識の見落としを防止することや、他の迂回経路を示して同踏切道を自動車が通行しないように誘導する等の方策が有効と考えられる。また、各種の啓発活動等により、踏切通行者の交通法規に対する理解や安全意識の向上を促すことが踏切事故の防止に寄与するものと考えられる。
- ・藪ヶ市踏切道は踏切警報機を備えた第3種踏切道であるが、本事故では、踏切通行者が列車の接近を認識していなかった可能性があることから、列車の接近に伴う踏切警報機の動作をより確実に認識できるように、視認性の高い全方位型の赤色せん光灯等を設置することが望ましい。また、更なる安全性の向上のためには、列車が接近している状況において、踏切通行者が誤って踏切に進入することを防止するため、踏切警報機に追加して踏切遮断機を設置することを検討することが望まれる。
- ・これらの改善策について、福井鉄道株式会社と道路管理者等が調整し、適切な措置を講じることが望ましい。

詳細は、[運輸安全委員会ホームページ \(http://www.mlit.go.jp/jtsb\)](http://www.mlit.go.jp/jtsb) より、[鉄道事故調査報告書](#)をご覧ください。